

## 今後の検討事項について

「設置要領」（平成25年8月19日）から抜粋

雇用失業統計研究会は、総務省統計局が所管する雇用失業統計について、社会経済情勢及び雇用失業情勢の変化に応じた調査事項、調査方法、結果分析等の改善・充実に関する検討を行うことを目的として開催する。

具体的には、以下の検討を行う。

- オンライン調査の導入及びオンライン回答データの検証
- 労働力調査における未活用労働指標の検証  
（各指標の季節性の確認、遡及の可能性、国際比較 など）
- 新たな年齢階級区分による就業率等の公表